

岩手県告示第341号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第49号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和6年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 盛岡市（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- （2） 実施した期間 令和5年7月10日から令和6年3月31日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 基準点測量及び出来形確認測量
- 2（1） 実施した地域 盛岡市向中野細谷地ほか地内
- （2） 実施した期間 令和5年8月1日から令和6年3月19日まで
- （3） 実施した公共測量の種類 基準点測量及び出来形確認測量